

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	柴島浄水場緩速攪拌機修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	住重環境エンジニアリング(株)	19,215,000	平成24年10月1日	-	契約の性質または目的による場合	
2	舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	巴工業(株)	49,350,000	平成24年10月1日	-	契約の性質または目的による場合	
3	C9-1号機外1基多目的クレーン電気設備補修その他工事	09D:機械器具設置工事	港湾局	IHI運搬機械(株)	43,365,000	平成24年10月1日	-	契約の性質または目的による場合	
4	鶴見工場灰クレーン設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	富士ホイスト工業(株)	26,775,000	平成24年10月5日	-	契約の性質または目的による場合	
5	高速電気軌道第1号線難波変電所高圧配電盤増設機器製作据付工事	04:電気工事	交通局	富士電機(株)	78,750,000	平成24年10月10日	-	契約の性質または目的による場合	
6	道頓堀川水門洗浄水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)電業社機械製作所	4,515,000	平成24年10月11日	-	契約の性質または目的による場合	
7	津守下水処理場不活性ガス消火設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)コーアツ	2,520,000	平成24年10月12日	-	契約の性質または目的による場合	
8	平野下水処理場外9か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立製作所	211,575,000	平成24年10月15日	-	契約の性質または目的による場合	
9	大野下水処理場ハロゲン化物消火設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	ニッタン(株)	7,455,000	平成24年10月16日	-	契約の性質または目的による場合	
10	平野下水処理場汚泥処理棟汚泥ケーキ移送ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	5,250,000	平成24年10月18日	-	契約の性質または目的による場合	
11	大正工場有害ガス処理設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	倉敷紡績(株)	13,860,000	平成24年10月18日	-	契約の性質または目的による場合	
12	柴島浄水場ろ過池下部集水装置補修工事	09B:上下水道施設工事	水道局	メタウォーター(株)	13,965,000	平成24年10月19日	-	契約の性質または目的による場合	
13	放出下水処理場No.1ターボブロワ用高圧電動機精密整備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	7,507,500	平成24年10月23日	-	契約の性質または目的による場合	
14	大正工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	119,175,000	平成24年10月23日	-	契約の性質または目的による場合	
15	住之江下水処理場反応槽水中機械式曝気装置設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新明和アクアテクサービス(株)	6,489,000	平成24年10月24日	-	契約の性質または目的による場合	
16	柴島浄水場施設運転用自家発電設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	メタウォーター(株)	60,900,000	平成24年10月25日	-	契約の性質または目的による場合	
17	八尾工場クレーンバケット整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)福島製作所	7,119,000	平成24年10月26日	-	契約の性質または目的による場合	
18	舞洲工場破碎設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	3,307,500	平成24年10月26日	-	契約の性質または目的による場合	
19	恩貴島抽水所No.3ポンプ設備改良工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)西島製作所	50,925,000	平成24年10月29日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
20	中之島抽水所ポンプ棟No.5雨水汚水兼用ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新明和アクアテクサービス(株)	5,880,000	平成24年11月1日	-	契約の性質または目的による場合	
21	市岡下水処理場外1か所計装設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	向洋電機(株)	11,340,000	平成24年11月1日	-	契約の性質または目的による場合	
22	庭窪浄水場オゾン設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	東芝電機サービス(株)	48,300,000	平成24年11月1日	-	契約の性質または目的による場合	
23	舞洲スラッジセンター一軸偏心式ポンプ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	6,825,000	平成24年11月2日	-	契約の性質または目的による場合	
24	島浦橋ポンプ場外1か所送水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)荏原製作所	5,250,000	平成24年11月2日	-	契約の性質または目的による場合	
25	鶴見工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	129,150,000	平成24年11月2日	-	契約の性質または目的による場合	
26	千島下水処理場第3ポンプ棟No.5雨水ポンプ用減速機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)電業社機械製作所	9,292,500	平成24年11月5日	-	契約の性質または目的による場合	
27	柴島浄水場オゾン設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	メタウォーター(株)	140,700,000	平成24年11月5日	-	契約の性質または目的による場合	
28	平野下水処理場汚泥濃縮前処理設備揚砂ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)荏原製作所	4,899,300	平成24年11月6日	-	契約の性質または目的による場合	
29	道頓堀川水門外1監視制御設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)安川電機	12,600,000	平成24年11月6日	-	契約の性質または目的による場合	
30	港抽水所外2か所監視制御設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)産機テクノサービス	8,505,000	平成24年11月7日	-	契約の性質または目的による場合	
31	西淀工場焼却設備整備工事(その1)	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	314,265,000	平成24年11月7日	-	契約の性質または目的による場合	
32	清水駅エレベーター3号機浸水に伴う修理工事	09A:昇降機設置工事	交通局	三精輸送機(株)	9,765,000	平成24年11月8日	-	緊急の必要による場合	
33	8号線太子橋今市駅エレベーター4号機浸水に伴う修理工事	09A:昇降機設置工事	交通局	三精輸送機(株)	7,402,500	平成24年11月8日	-	緊急の必要による場合	
34	豊野浄水場スラッジ濃縮槽汚泥掻寄設備補修工事(その1)	09B:上下水道施設工事	水道局	川崎重工業(株)	21,000,000	平成24年11月8日	-	契約の性質または目的による場合	
35	八尾工場電気計装設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	富士電機(株)	20,905,500	平成24年11月8日	-	契約の性質または目的による場合	
36	大阪市中央卸売市場本場製氷庫棟自動搬出装置その他改修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場	(株)日立プラントサービス	4,200,000	平成24年11月9日	-	契約の性質または目的による場合	
37	桜宮配水場流出流量計修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	向洋電機(株)	4,042,500	平成24年11月12日	-	契約の性質または目的による場合	
38	海老江下水処理場外3か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	38,850,000	平成24年11月12日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
39	楠葉取水場取水ポンプ1号高圧電動機分解整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)産機テクノサービス	54,600,000	平成24年11月12日	-	契約の性質または目的による場合	
40	平野下水処理場機械棟ターボブロワ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントテクノロジー	11,655,000	平成24年11月12日	-	契約の性質または目的による場合	
41	大野下水処理場外2か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱電機(株)	68,250,000	平成24年11月13日	-	契約の性質または目的による場合	
42	南港第1抽水所外3か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	12,180,000	平成24年11月13日	-	契約の性質または目的による場合	
43	此花下水処理場外3か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)産機テクノサービス	26,040,000	平成24年11月13日	-	契約の性質または目的による場合	
44	鶴見工場じん芥クレーンバケット整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)福島製作所	9,030,000	平成24年11月13日	-	契約の性質または目的による場合	
45	大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟等エレベーター設備補修工事	09A:昇降機設置工事	中央卸売市場	三菱電機ビルテクノサービス(株)	4,095,000	平成24年11月14日	-	契約の性質または目的による場合	
46	平野下水処理場汚泥溶融炉・焼却炉排ガス分析計修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)マコト電気	13,125,000	平成24年11月15日	-	契約の性質または目的による場合	
47	津守下水処理場ターボブロワ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)IHI回転機械	11,235,000	平成24年11月16日	-	契約の性質または目的による場合	
48	大阪市中央卸売市場南港市場大動物解体線コンベアその他改修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場南港市場	花木工業(株)	31,500,000	平成24年11月16日	-	契約の性質または目的による場合	
49	東横堀川水門ゲート設備修繕	14G:水門・門扉工事	建設局	(株)IHIインフラ建設	34,125,000	平成24年11月16日	-	契約の性質または目的による場合	
50	西中島住宅(1号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	日本オーチス・エレベータ(株)	72,240,000	平成24年11月19日	-	契約の性質または目的による場合	
51	塚本抽水所バケットクレーン改良工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントメカニクス	25,725,000	平成24年11月19日	-	契約の性質または目的による場合	
52	柴島浄水場排水処理設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	メタウォーター(株)	100,800,000	平成24年11月19日	-	契約の性質または目的による場合	
53	豊野浄水場スラッジ濃縮槽汚泥掻寄設備補修工事(その2)	09B:上下水道施設工事	水道局	横手産業(株)	13,650,000	平成24年11月19日	-	契約の性質または目的による場合	
54	大阪市中央卸売市場南港市場本館棟冷却設備改修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場南港市場	(株)ダイキンアプライドシステムズ	36,015,000	平成24年11月19日	-	契約の性質または目的による場合	
55	大阪市中央卸売市場南港市場副産物処理一次粉碎機コンベアその他改修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場南港市場	関西ティーイーケイ(株)	12,022,500	平成24年11月19日	-	契約の性質または目的による場合	
56	土佐堀地下駐車場駐車機械装置更新工事	10:電気通信工事	建設局	三菱重工業パーキング(株)	31,605,000	平成24年11月19日	-	契約の性質または目的による場合	
57	庭窪浄水場排水処理設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	月島テクノメンテサービス(株)	44,625,000	平成24年11月20日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
58	楠葉取水場活性炭注入設備補修工事(その1)	09B:上下水道施設工事	水道局	月島テクノメンテサービス(株)	52,710,000	平成24年11月20日	-	契約の性質または目的による場合	
59	津守下水処理場外3か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	35,280,000	平成24年11月20日	-	契約の性質または目的による場合	
60	八尾工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	105,000,000	平成24年11月20日	-	契約の性質または目的による場合	
61	鶴見住宅(1号館)昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	日本エレベーター製造(株)	17,745,000	平成24年11月21日	-	契約の性質または目的による場合	
62	平野下水処理場汚泥焼却炉設備整備工事	09B:上下水道施設工事	建設局	メタウォーター(株)	102,060,000	平成24年11月21日	-	契約の性質または目的による場合	
63	舞洲工場ごみ投入扉スライドゲート巻上装置取替改造工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	5,082,000	平成24年11月21日	-	契約の性質または目的による場合	
64	住之江下水処理場外1か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)産機テクノサービス	34,860,000	平成24年11月22日	-	契約の性質または目的による場合	
65	住之江下水処理場外汚泥処理棟機械濃縮設備外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	10,237,500	平成24年11月22日	-	契約の性質または目的による場合	
66	友淵住宅(1号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	(株)日立ビルシステム	49,140,000	平成24年11月26日	-	契約の性質または目的による場合	
67	津守下水処理場監視設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	アズビル(株)	2,625,000	平成24年11月26日	-	契約の性質または目的による場合	
68	津守下水処理場雨水ポンプ用ガスタービン設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	川崎重工業(株)	29,925,000	平成24年11月26日	-	契約の性質または目的による場合	
69	C6・7-1号機多目的クレーン補修工事	09D:機械器具設置工事	港湾局	川重ファシリテック(株)	14,175,000	平成24年11月26日	-	契約の性質または目的による場合	
70	湊町リバープレイス外1情報板修繕	10:電気通信工事	建設局	星和電機(株)	3,045,000	平成24年11月26日	-	契約の性質または目的による場合	
71	大阪市中心卸売市場本場市場棟エレベータ補修工事	09A:昇降機設置工事	中央卸売市場	フジテック(株)	6,195,000	平成24年11月27日	-	契約の性質または目的による場合	
72	南江口第2住宅(2号館)昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	東芝エレベータ(株)	19,740,000	平成24年11月27日	-	契約の性質または目的による場合	
73	高速電気軌道第2号線長原停留場電気室配電機器製作据付工事	04:電気工事	交通局	(株)高岳製作所	45,045,000	平成24年11月28日	-	契約の性質または目的による場合	
74	長堀抽水所外1か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	メタウォーター(株)	242,550,000	平成24年11月29日	-	契約の性質または目的による場合	
75	大阪市中心卸売市場南港市場直流電源設備改修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場南港市場	(株)ジーエス電池商会	13,650,000	平成24年11月29日	-	契約の性質または目的による場合	
76	住之江下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立製作所	423,150,000	平成24年11月30日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
77	放出下水処理場2次処理水再利用設備No.3取水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)西島製作所	2,646,000	平成24年11月30日	-	契約の性質または目的による場合	
78	平野下水処理場汚泥処理電気設備機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)東芝	90,090,000	平成24年11月30日	-	契約の性質または目的による場合	
79	市内下水処理場等ディーゼル機関修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	ダイハツディーゼル(株)	95,550,000	平成24年12月3日	-	契約の性質または目的による場合	
80	弁天抽水所発電機用ガスタービン設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)IHIジェットサービス	22,050,000	平成24年12月3日	-	契約の性質または目的による場合	
81	中浜下水処理場汚泥循環ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	古河産機システムズ(株)	2,887,500	平成24年12月4日	-	契約の性質または目的による場合	
82	中野町3丁目地内外マンホールポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ機工(株)	18,900,000	平成24年12月5日	-	契約の性質または目的による場合	
83	北部方面管理事務所 高度処理設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	5,565,000	平成24年12月5日	-	契約の性質または目的による場合	
84	大阪市中央卸売市場東部市場低温化設備補修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場	(株)東洋製作所	2,835,000	平成24年12月5日	-	契約の性質または目的による場合	
85	港湾監視レーダー・カメラシステム改修工事	10:電気通信工事	港湾局	パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)	24,990,000	平成24年12月5日	-	契約の性質または目的による場合	
86	長堀抽水所外3か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	メタウォーター(株)	8,505,000	平成24年12月6日	-	契約の性質または目的による場合	
87	中浜下水処理場No.2混合汚泥移送ポンプ外一軸偏心式ポンプ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	5,775,000	平成24年12月7日	-	契約の性質または目的による場合	
88	舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備インバータ制御装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	2,520,000	平成24年12月7日	-	契約の性質または目的による場合	
89	津守下水処理場雨水沈砂池連絡ゲート用電動開閉機設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	西部電機(株)	5,040,000	平成24年12月7日	-	契約の性質または目的による場合	
90	津守下水処理場第1沈澄池返送汚泥ポンプ外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)荏原製作所	14,175,000	平成24年12月7日	-	契約の性質または目的による場合	
91	中島抽水所外3か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	4,830,000	平成24年12月7日	-	契約の性質または目的による場合	
92	千島下水処理場スクリーンかす掻揚用機械スクリーン修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)旭テクノ	12,600,000	平成24年12月7日	-	契約の性質または目的による場合	
93	中浜下水処理場高速繊維ろ過設備用No.3ろ過水移送ポンプ外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)鶴見製作所	5,460,000	平成24年12月10日	-	契約の性質または目的による場合	
94	今福下水処理場スクリーンかす搬出用ベルトコンベヤ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	7,980,000	平成24年12月12日	-	契約の性質または目的による場合	
95	平野工場プラント運転管理設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	横河フィールドエンジニアリングサービス(株)	5,460,000	平成24年12月12日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
96	八尾総合事務所空調室外機部品交換工事	05:給排水衛生冷暖房工事	交通局	パナソニックES産機システム(株)	25,092,900	平成24年12月13日	-	契約の性質または目的による場合	
97	最適先端処理技術実験施設点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	理水化学(株)	17,997,000	平成24年12月13日	-	契約の性質または目的による場合	
98	庭窪浄水場洗浄排水ポンプ点検整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	水道局	クボタ機工(株)	3,990,000	平成24年12月13日	-	契約の性質または目的による場合	
99	海老江下水処理場外7か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	86,100,000	平成24年12月13日	-	契約の性質または目的による場合	
100	東成消防署建設に伴うコンピュータ設備工事	10:電気通信工事	消防局	富士通(株)	3,255,000	平成24年12月13日	-	契約の性質または目的による場合	
101	3号線本町駅23号出入口設置その他工事(建築の部)	02A:建築工事	交通局	銭高・大本・名工 特定建設工事共同企業体	145,425,000	平成24年12月14日	-	入札に付することが不利な場合	
102	南港第2抽水所外2か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)東芝	288,750,000	平成24年12月17日	-	契約の性質または目的による場合	
103	舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事(その2)	09B:上下水道施設工事	建設局	月島機械・メタウォーター・東芝 特定建設工事共同企業体	218,400,000	平成24年12月18日	-	契約の性質または目的による場合	
104	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟排煙設備補修工事	14L:建具工事	中央卸売市場	オイレスECO(株)	1,260,000	平成24年12月18日	-	契約の性質または目的による場合	
105	南港第2抽水所No.2汚水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ機工(株)	6,615,000	平成24年12月19日	-	契約の性質または目的による場合	
106	今福下水処理場外6か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	48,300,000	平成24年12月19日	-	契約の性質または目的による場合	
107	庭窪浄水場洗浄ポンプ点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)荏原製作所	30,817,500	平成24年12月19日	-	契約の性質または目的による場合	
108	放出下水処理場外2か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	3,885,000	平成24年12月20日	-	契約の性質または目的による場合	
109	市岡下水処理場電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	8,190,000	平成24年12月20日	-	契約の性質または目的による場合	
110	鶴見工場クレーン設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	富士ホイスト工業(株)	10,605,000	平成24年12月20日	-	契約の性質または目的による場合	
111	放出下水処理場外15か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)東芝	319,200,000	平成24年12月21日	-	契約の性質または目的による場合	
112	平野工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	JFEエンジニアリング(株)	178,500,000	平成24年12月25日	-	契約の性質または目的による場合	
113	東淀川浄水場配水ポンプ用高圧電動機二次短絡装置補修工事	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)明電舎	10,500,000	平成24年12月26日	-	契約の性質または目的による場合	
114	中浜下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	21,525,000	平成24年12月26日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
115	八尾工場クレーン設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(有)サヌキ環境エンジニアリング	13,387,500	平成24年12月26日	-	契約の性質または目的による場合	
116	北加賀屋外4駅昇降機安全対策設備整備工事	09A:昇降機設置工事	交通局	三菱電機ビルテクノサービス(株)	8,568,000	平成24年12月27日	-	契約の性質または目的による場合	
117	津守下水処理場機械棟室内排水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新明和アクアテクサービス(株)	2,152,500	平成24年12月27日	-	契約の性質または目的による場合	
118	弁天抽水所汚水沈砂池用No.1破碎機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントテクノロジー	10,290,000	平成24年12月27日	-	契約の性質または目的による場合	
119	大正工場破碎施設外1ヶ所トラック計重設備整備工事	09D:機械器具設置工事	環境局	(株)田中衡機工業所	3,129,000	平成24年12月27日	-	契約の性質または目的による場合	
120	北港処分地廃水処理設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	5,775,000	平成24年12月28日	-	契約の性質または目的による場合	
121	大阪市中心卸売市場本場塵芥処理機械設備補修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場	新明和工業(株)	3,832,500	平成24年12月28日	-	契約の性質または目的による場合	

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場緩速攪拌機修繕

2 契約の相手方

住重環境エンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場第4フロック形成池3号に設置している緩速攪拌機の修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該緩速攪拌機は、住友重機械工業(株)が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、緩速攪拌機の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。住友重機械工業(株)は、水環境事業部の上下水処理施設に関わる事業について、平成19年1月1日に新会社として発足された住友重機械エンバイロメント(株)に継承されており、本修繕ができる業者は、住友重機械エンバイロメント(株)より修繕業務を移管されている住重環境エンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話：06-6815-2402）

随意契約理由書

1. 修繕名称：舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕

2. 契約相手方：巴工業（株）

3. 随意契約理由：

今回修繕を実施する遠心脱水機設備は、舞洲スラッジセンターへの送泥汚泥を脱水する為の設備であり、送泥汚泥中の夾雑物・砂等で損耗した箇所の整備修繕を行うとともに、労働安全衛生規則により定められた年次点検・検査による整備を実施するものである。本機器は巴工業（株）が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は巴工業（株）のみである。

4. 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

C9-1号機外1基多目的クレーン電気設備補修その他工事

2 契約の相手方

IHI運搬機械(株)

3 随意契約理由

本件の工事対象クレーンは、住之江区南港東9丁目(南港C9岸壁)に設置されたコンテナなどの重量物積み下ろしに使用しているものである。

本工事内容は、クレーン用エレベータ、走行用直流電動機及びスプレッダ等のクレーンでの荷役作業を行う上で重要な機械電気機器の補修を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性などから、クレーンの構造、安全装置、設計基準等を定めたクレーン等安全規則及びクレーン構造規格に基づき施工する必要がある、また、故障で積荷の落下等を起こせば直ちに人身事故にも繋がることから、高い安全性が求められるため、クレーンの製造者でなければ、適正な施工ができない。

クレーンは、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置の構造仕様、相関関係がわからないものである。また、使用部品についても一部の汎用品以外、製造者より指示された規格・品質で製作されている特注品であることから、製造者以外の取扱いができない。

以上の理由により、システム全体を把握した上で、安全性を確保し確実な施工、また、港湾荷役に影響を及ぼさずに施工を行うことが出来るのは本設備の製造者であるIHI運搬機械(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備担当(電気) (電話番号 06-6568-9092)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場灰クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

富士ホイスト工業（株）

3 随意契約理由

当工場の灰クレーン設備は、富士ホイスト工業（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については本設備の構造・特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の灰クレーン設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また整備後の設備全体の性能、作動状態などについて保障することが出来ないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は富士ホイスト工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局鶴見工場（電話番号 06-6912-4700）

随意契約理由書

1 工事名称

高速電気軌道第1号線難波変電所高圧配電盤増設機器製作据付工事

2 契約の相手方

富士電機（株）

3 随意契約理由

本工事は、難波変電所の既設高圧配電盤に配電盤増設機器の製作と据付工事を行うものである。

今回製作する機器と既設の高圧配電盤を接続する際には、既設設備の改造・各種調整・確認試験が必要となる。

既設の高圧配電盤は富士電機（株）製で、メーカー独自の技術で設計製作されたものである。

今回の改造・調整・試験を行うにあたっては、既設設備との整合性を保ち、システムを正常に機能させるために、既設設備の製作据付業者独自の技術が必要となる。

よって、上記の要件をみたす唯一の業者である富士電機（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局電気部電気課電気設計担当（電話番号 6585-6667）

随意契約理由書

1 修繕名称

道頓堀川水門洗浄水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株)電業社機械製作所

3 随意契約理由

今回、修繕する洗浄水ポンプは閘門であるラジアルゲートの土砂堆積防止用の排泥用噴射ノズルへ給水するポンプであるが、本修繕は、道頓堀川水門の洗浄水ポンプが、長年の使用により摩耗損傷が著しく、堆積物が除去できず水門の開閉操作に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、(株)電業社機械製作所が設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社である(株)電業社機械製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課（電話番号：06-6561-0160）

随意契約理由書

1 修繕名称

津守下水処理場不活性ガス消火設備修繕

2 契約の相手方

(株)コーアツ

3 随意契約理由

今回修繕する津守下水処理場不活性ガス消火設備は、消防法に基づき電気室に設置された消火設備であるが、長期の使用により老朽化し、機能が低下しており、非常時の消火に支障をきたすため、構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)コーアツが設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、消火設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、不活性ガス消火設備は消防法に基づいた消火設備の認定に適合しており、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)コーアツのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 平野下水処理場外9か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契 約 相 手 方： (株)日立製作所

3. 随 意 契 約 理 由：

本工事は、平野下水処理場外9か所の場内で別途施工される設備の増設及び改築更新に伴い、関連する下水道施設の運転状態監視、運転操作、運転データの保存、電源供給等を行うために、既設制御設備・既設監視制御設備への機能追加・機器製作及び施工を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)日立製作所のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担 当 部 署： 建設局管理部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 修繕名称

大野下水処理場ハロゲン化物消火設備修繕

2 契約の相手方

ニッタン(株)

3 随意契約理由

今回修繕する大野下水処理場ハロゲン化物消火設備は、消防法に基づき電気室・変圧器室及びボイラー室に設置された消火設備であるが、長期の使用により老朽化し、機能が低下しており、非常時の消火に支障をきたすため、構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、ニッタン(株)が設計製作したもので、修繕に当たっては、製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、消火設備として従前と同等の性能を発揮させなければならず、取替え部品も他社では作成していない。

また、ハロゲン化物消火設備は消防法に基づいた消火設備の認定に適合しており、他社にその修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者はニッタン(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

平野下水処理場汚泥処理棟汚泥ケーキ移送ポンプ修繕

2 契約の相手方

兵神装備（株）

3 随意契約理由

今回修繕する汚泥ケーキ移送ポンプは、下水処理で発生した汚泥ケーキを汚泥焼却設備及び汚泥熔融設備へ移送するための設備であるが、ステータ等の摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているため、修繕を行うものである。

今回修繕する汚泥ケーキ移送ポンプは、兵神装備（株）が設計製作したもので、分解整備後の組立時等における組立精度や許容値など、独自の技術を必要とし、取替部品も製作会社でしか製作していないものを使用しなければならない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は兵神装備（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場有害ガス処理設備整備工事

2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

3 随意契約理由

当工場の有害ガス処理設備は、倉敷紡績（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の有害ガス処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の有害ガス処理設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は倉敷紡績（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場（電話番号06-6553-0464）

随意契約理由書

1 案件名称 柴島浄水場 ろ過池下部集水装置補修工事

2 契約の相手方 メタウォーター(株)

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場のろ過池下部集水装置（日本碍子(株)製）の一部を構成するエンドプレート（石綿ボード）を代替品に取替え補修するものである。

ろ過池は浄水場における水処理上重要な施設であり、集水装置自体、均一な流速を具現する精密な構造体である。集水装置の補修を実施した上で、且つ池全体の集水機能を担保・保持するためには、製造者の専門的な知識並びに施工能力が必要であり、他社では補修不可能である。

なお、現在日本碍子(株)は、富士電機水環境システムズ(株)との合併によりメタウォーター(株)が設立され、事業継承されている。

以上の理由により、本工事を実施できるのはメタウォーター(株)のみである。

4 根拠法令 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署 水道局工務部柴島浄水場維持担当（電話番号 06-6815-2353）

随意契約理由書

1 修繕名称

放出下水処理場 No.1 ターボブロワ用高圧電動機精密整備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス (株)

3 随意契約理由

今回修繕する放出下水処理場 No.1 ターボブロワ用高圧電動機は、反応槽に送風して下水を浄化する処理場の運転に重要な役割を持つ設備であるが、長期の使用により老朽化し、著しく機能が低下した構成部品を取替えるとともに、設備の高い信頼性を維持するために高圧電動機の精密整備修繕を行うものである。

本設備は、(株) 東芝が設計製作したもので修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは (株) 東芝からアフターサービスを移管されている東芝電機サービス (株) のみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

当工場の焼却設備は、日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理施設が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場(電話番号 06-6553-0464)

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江下水処理場反応槽水中機械式曝気装置設備修繕

2 契約相手方

新明和アクアテクサービス(株)

3 随意契約理由

今回修繕する水中機械式曝気装置は、第1反応槽及び第2反応槽の嫌気槽混合液を攪拌するための設備であるが、メカニカルシール等が摩耗損傷しているので、修繕するものである。

本設備は、(株)荏原製作所が設計製作したもので、分解整備時における部品等の組立調整等には、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、製作会社である(株)荏原製作所は、水中機械式曝気装置の製造を中止し、平成22年3月31日を以って本事業から撤退しており、本製品に関しては、平成22年4月1日以降、新明和工業(株)に事業譲渡されている。また、新明和工業(株)より本製品に関わるアフターサービスを新明和アクアテクサービス(株)に業務移管されている。

以上のことから、本修繕ができる業者は新明和アクアテクサービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場施設運転用自家発電設備点検整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、柴島浄水場に設置している施設運転用自家発電設備の点検整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該施設運転用自家発電設備は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、点検整備修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、富士電機（株）の電機システム部門は平成15年10月に富士電機システムズ（株）に吸収分割され、平成19年4月の分社化により当該機器に関連する事業は富士電機水環境システムズ（株）に継承し、さらに、平成20年4月には、（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されており、本点検整備修繕ができる業者はメタウォーター（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

当工場のクレーンバケットは、(株) 福島製作所の独自の技術により、一括責任施工で竣工したものである。本工事については、クレーンバケット特有の構造、機器、取替部品等に加え補修方法等総合的に十分把握した上で行わなければならない。

本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、既設機器との密接不可分の関係から、既設機器に著しい支障が生じる恐れがあること、また、整備後の性能、作動状態、耐寿命について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることが出来る業者は、(株) 福島製作所のみである。

そのため、(株) 福島製作所と特名随意契約を行います。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局八尾工場 (TEL : 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場破碎設備整備工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

当工場の破碎設備は、日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の破碎設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の破碎設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局舞洲工場（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

恩貴島抽水所 No. 3 ポンプ設備改良工事

2 契約の相手方

㈱西島製作所

3 随意契約理由

今回改良する恩貴島抽水所 No. 3 ポンプ設備は、恩貴島抽水所から污水を此花下水処理場へ送水するものであるが、電動機の絶縁が劣化しているため、電動機の取替を行うものである。

本設備は㈱西島製作所が設計製作したもので、ポンプ設備の能力は、ポンプ本体と電動機の組み合わせにより大きく左右され、通常軸トルクや起動トルク等の製作メーカー特有のポンプ本体特性や形状に応じた電動機をポンプ製作メーカーが選定し製造させることにより性能を確保させている。

また電動機等の組付精度及び許容値など同社が保有する取替調整の技術を必要とし、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事ができる業者は㈱西島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6462-1519)

随 意 契 約 理 由 書

- 1 修 繕 名 称 中之島抽水所 ポンプ棟 No.5 雨水汚水兼用ポンプ修繕
- 2 契 約 相 手 方 新明和アクアテクサービス㈱

3 随意契約理由

今回修繕する雨水汚水兼用ポンプは、中之島抽水所へ流入する雨水を排水するもしくは、汚水を処理場へ送水するための設備であるが、メカニカルシール及び軸受等の摩耗損傷が著しく、摩耗により損傷したメカニカルシールから汚水が浸入し、No.5 雨水汚水兼用ポンプを運転する事が出来ず、降雨による水量増加の際には、浸水など処理区域の市民生活に支障を来たすおそれがある。

本設備は新明和工業㈱が設計製作したもので、修繕にあたっては軸受のはめ合い精度やインペラリングとライナリングのクリアランスの許容値等、同社が保有する取替調整の技術を必要とし、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社からアフターサービスを移管されている新明和アクアテクサービス㈱のみである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 修繕名称

市岡下水処理場外1か所計装設備修繕

2 契約の相手方

向洋電機(株)

3 随意契約理由

本修繕は、市岡下水処理場及び津守下水処理場の計装設備について、処理場を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成品を取替え修繕するものである。

本設備は、横河電機(株)が設計製作したもので、計装設備としてのシステムが一貫して構築されており、システム構成及び整合性など同社が保有する設計製作図に基づく取替試験の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の機能の維持・継続と密接不可分の関係にある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と機能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社より製品のアフターサービスを委託されている向洋電機(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場オゾン設備点検整備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス(株)

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理施設に設置しているオゾン設備の点検整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該オゾン設備は、(株)東芝が独自に設計、製作したものであり、点検整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、総合的なオゾン設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本点検整備修繕ができる業者は、(株)東芝より点検整備業務を移管されている東芝電機サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話:06-6815-2402)

随意契約理由書

1. 修繕名称：

舞洲スラッジセンター一軸偏心式ポンプ設備修繕

2. 契約相手方：

兵神装備㈱

3. 随意契約理由：

今回、修繕を実施する一軸偏心式ポンプ設備は、舞洲スラッジセンターに設置している遠心脱水機に送泥汚泥および薬品を供給するための設備で、長時間の運転による劣化と夾雑物・砂等によりポンプ回転部分が磨耗・損傷しているため修繕を行うものである。本機器は、兵神装備㈱が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は兵神装備㈱のみである。

4. 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

島浦橋ポンプ場外1か所送水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株)荏原製作所

3 随意契約理由

今回修繕するポンプは、十三間川、住吉川の良好な環境を維持するために浄化用水を送水するポンプであるが、長年の使用により回転部分等の摩耗損傷が著しく運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本ポンプは(株)荏原製作所が設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づき組立精度や許容値を確保するため独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社である(株)荏原製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場焼却設備整備工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

当工場の焼却設備は日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態などについて保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局鶴見工場（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

- 1 案件名称 千島下水処理場第3ポンプ棟No.5雨水ポンプ用減速機修繕
- 2 契約の相手方 (株)電業社機械製作所
- 3 随意契約理由 今回修繕を行うNo.5雨水ポンプ用減速機は、雨水ポンプの回転数を減速するものであるが、減速機用オイルクーラの腐食が著しく、ポンプの運転に支障をきたしているため修繕するものである。
本設備は、(株)電業社機械製作所が設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。
また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である(株)電業社機械製作所のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局西部方面管理事務所設備課（電話番号06-6561-0160）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場オゾン設備点検整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター(株)

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、柴島浄水場高度浄水処理施設に設置しているオゾン設備の点検整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該オゾン設備は、富士電機(株)が独自に設計、施工したものであり、点検整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、総合的なオゾン設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。富士電機(株)は、平成15年10月に富士電機システムズ(株)に社名変更され、平成19年4月の分社化により当該オゾン設備に関する事業を富士電機水環境システムズ(株)に継承し、平成20年4月に(株)NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター(株)が設立され、事業継承されている。

よって、本点検整備修繕ができる業者は、メタウォーター(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話:06-6815-2402)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

平野下水処理場汚泥濃縮前処理設備揚砂ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株) 荏原製作所

3 随意契約理由

今回修繕する揚砂ポンプは、汚泥濃縮槽に投入する汚泥中に含まれる砂分を除去するため、沈砂分離装置に揚砂する設備であるが、メカニカルシール等の摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているため、修繕を行うものである。

今回修繕する揚砂ポンプは、(株) 荏原製作所が設計製作したもので、分解整備後の組立時等における組立精度や許容値など、独自の技術を必要とし、取替部品も製作会社でしか製作していないものを使用しなければならない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株) 荏原製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称

道頓堀川水門外1 監視制御設備修繕

2 契約の相手方

(株) 安川電機

3 随意契約理由

本修繕は、道頓堀川水門及び東横堀川水門の監視制御設備について、水門施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株) 安川電機が設計製作及び施工したもので、監視制御設備としてのシステムが一貫して構築されており、システム構成及び整合性など同社が保有する設計製作図に基づく取替試験調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社しか施工できない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は(株) 安川電機のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6561-0160)

随意契約理由書

1 修繕名称

港抽水所外2か所監視制御設備修繕

2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

本修繕は、港抽水所外2か所の設備監視に必要な設備であるが、日常運転監視における高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所が設計製作及び施工したもので、監視制御設備としてのシステムが一貫して構築されており、システム構成及び整合性など同社が保有する設計製作図に基づく取替試験の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の機能の維持・継続と密接不可分の関係にある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と機能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社より業務を移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備整備工事（その1）

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、（株）タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は（株）タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局西淀工場（電話番号06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

清水駅エレベーター3号機浸水に伴う修理工事

2 契約相手方

三精輸送機(株)

3 随意契約理由

本件は、三精輸送機(株)が製作・据付した、8号線清水駅の1号出入口～改札階間に設置しているエレベーター(3号機)が、平成24年8月14日の大雨により浸水し、エレベーターを構成する機器類が使用できなくなったため、取替修理を行うものである。

当該エレベーターは、駅の地上への移動手段として不可欠なエレベーターであり、早急に復旧し運転を再開する必要がある。

エレベーターはメーカー固有の設計思想に基づいて設計されており、構造や構成する部品はメーカーごとに異なっているため、修理については当該エレベーターの構造に精通していることが不可欠であり、また製造業者が修理を行うことで、工事に対して一貫した責任を持たせることができる。

以上のことから、当該エレベーターを製作し、保守業務を行い、緊急時に即時に対応出来る三精輸送機(株)と随意契約を締結するものである。

4 該当条文

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号及び第5号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課(建築工事)

(電話番号 06-6965-3650)

随意契約理由書

1 案件名称

8号線太子橋今市駅エレベーター4号機浸水に伴う修理工事

2 契約相手方

三精輸送機（株）

3 随意契約理由

本件は、三精輸送機（株）が製作・据付した、8号線太子橋今市駅の1号出入口～改札階間に設置しているエレベーター（4号機）が、平成24年8月14日の大雨により浸水し、エレベーターを構成する機器類が使用できなくなったため、取替修理を行うものである。

当該エレベーターは、駅の地上への移動手段として不可欠なエレベーターであり、早急に復旧し運転を再開する必要がある。

エレベーターはメーカー固有の設計思想に基づいて設計されており、構造や構成する部品はメーカーごとに異なっているため、修理については当該エレベーターの構造に精通していることが不可欠であり、また製造業者が修理を行うことで、工事に対して一貫した責任を持たせることができる。

以上のことから、当該エレベーターを製作し、保守業務を行い、緊急時に即時に対応が出来る三精輸送機（株）と随意契約を締結するものである。

4 該当条文

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号及び第5号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課（建築工事）

（電話番号 06-6649-2026）

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場スラッジ濃縮槽汚泥掻寄設備補修工事（その1）

2 契約の相手方

川崎重工業（株）

3 随意契約理由

本補修工事は、豊野浄水場に設置しているスラッジ濃縮槽汚泥掻寄設備の補修を行うものである。

当該設備は、川崎重工業（株）が独自に設計、製作したものであり、本工事による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、工事後の一貫した責任と性能についての保証をもたせる必要があるため、本工事ができる業者は、川崎重工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 豊野浄水場（電話番号 072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場電気計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機（株）

3 随意契約理由

当工場の電気計装設備は、富士電機（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものである。

本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、当工場の電気計装設備を設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがある。また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ない。

よって、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局八尾工場（電話番号072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場製氷庫棟自動搬出装置改修その他工事

2 契約の相手方

(株)日立プラントサービス

3 随意契約理由

本工事は、製氷庫棟に設置している自動搬出装置及び製氷販売支援システムの機能保全のために改修及び部品交換並びに調整を行うものである。

本工事対象設備は、(株)日立プラントテクノロジー（当時は日立プラント建設(株)）が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、当該設備の製造者である(株)日立プラントテクノロジーは、自社製品の保守及び維持管理にかかる関連工事等を同社の系列会社である(株)日立プラントサービスに移管している。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができる唯一の業者である(株)日立プラントサービスと契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

桜宮配水場流出流量計修繕

2 契約の相手方

向洋電機(株)

3 随意契約理由

本修繕は、桜宮配水場に設置している流出流量計の修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該流量計は、横河電機(株)が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。なお、当該流量計の修繕は横河電機(株)から向洋電機(株)に移管されているため、本修繕ができる業者は向洋電機(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター (電話番号 06-6815-2403)

随意契約理由書

1 修繕名称

海老江下水処理場外 3 か所電気設備修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

今回修繕する海老江下水処理場外 3 か所の電気設備は、長期の使用により老朽化し、機能が著しく低下したため、その構成部品を修繕するものである。

本設備は、三菱電機(株)が設計製作したもので部品の取替えにあたっては既設設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社より製品のアフターサービスを移管されている三菱電機プラントエンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

楠葉取水場取水ポンプ1号高圧電動機分解整備修繕

2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

本分解整備修繕は、楠葉取水場に設置している取水ポンプ高圧電動機の分解整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該取水ポンプ高圧電動機は、(株)日立製作所が独自に設計、製作したものであり、分解整備修繕による機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、分解整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。なお、当該取水ポンプ高圧電動機の分解整備修繕は(株)日立製作所から(株)産機テクノサービスに移管されているため、本分解整備修繕ができる業者は、(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 豊野浄水場 (電話番号072-825-4704)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

平野下水処理場機械棟ターボブロワ設備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立プラントテクノロジー

3 随意契約理由

今回、修繕するターボブロワ設備は、下水処理場の反応槽に空気を圧送するための設備であるが、インペララピリス等の摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているため、修繕を行うものである。

今回修繕するターボブロワ設備は、(株) 日立プラントテクノロジーが設計製作したもので、分解整備後の組立時等における組立精度や許容値など、独自の技術を必要とし、取替部品も製作会社でしか製作していないものを使用しなければならない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株) 日立プラントテクノロジーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 大野下水処理場外2か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契 約 相 手 方： 三菱電機（株）

3. 随 意 契 約 理 由：

本工事は、大野下水処理場外2か所の場内で別途施工される設備の増設及び改築更新に伴い、関連する下水道施設の運転状態監視、運転操作、運転データの保存、電源供給等を行うために、既設制御設備・既設監視制御設備への機能追加・機器製作及び施工を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、三菱電機（株）が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、三菱電機（株）のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担 当 部 署： 建設局管理部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

南港第1抽水所外3か所電気設備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス（株）

3 随意契約理由

今回修繕する南港第1抽水所外3か所の電気設備は、抽水所及び下水処理場を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、長年の使用により著しく機能が低下しており、抽水所・処理場設備の運転に支障を来たすので修繕を行うものである。

本設備は（株）東芝が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時に基づく同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることは困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は（株）東芝がアフターサービスを移管した東芝電機サービス（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施工令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 修繕名称

此花下水処理場外 3 か所電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する此花下水処理場外 3 か所の電気設備は、長期の使用により老朽化し、機能が著しく低下したため、その構成部品の取替えを行い修繕するものである。

本設備の受変電及び動力設備・汎用機器・監視制御設備は(株)日立製作所、計装設備は(株)日立ハイテクコントロールシステムズ、I T V 設備は(株)日立国際電気が設計製作したもので部品の取替えにあたっては既設設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社より製品のアフターサービスを移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場じん芥クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

当工場のじん芥クレーンバケットは、(株) 福島製作所において独自の技術により一括責任施工で完成させたものである。

整備工事にあたっては、じん芥クレーンバケット特有の構造、機器、取替部品等に加え補修履歴、施工方法等総合的に十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のじん芥クレーンバケットを施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、かつ整備後のじん芥クレーンバケットの性能、作動状態等について、保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) 福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局鶴見工場 (電話番号 06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟等エレベーター設備補修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス（株）

3 随意契約理由

本工事は、エレベーター設備の定期的な維持保全を行うことにより、安全な運行及び設備の長寿命化を図るものであり、「仲卸売場棟・配送加工施設エレベーター設備保守委託」の点検結果に基づき、巻上機ロープや各種パッキン類の取替えを行うものである。

本工事対象のエレベーターは、三菱電機（株）が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、当該エレベーターの製造者である三菱電機（株）は、昇降機保守等サービス業務全般及び改修・修理工事を同社の系列会社である三菱電機ビルテクノサービス株式会社に移管している。

よって、当該エレベーターの構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス（株）と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3956）

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場 汚泥熔融炉・焼却炉排ガス分析計修繕

2 契約の相手方

(株)マコト電気

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場の分析計は、平野下水処理場熔融炉及び焼却炉を運転監視制御するために必要な設備であるが、長期の使用により老朽化し、機能が低下した構成部品の取替えを行うものである。

本設備は(株)堀場製作所が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替えには、分析計の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、製造物責任の所在を明確にする観点から、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている(株)マコト電気のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

- 1 案件名称 津守下水処理場ターボブロワ設備修繕
- 2 契約の相手方 (株)IHI 回転機械
- 3 随意契約理由

今回修繕を行う津守下水処理場ターボブロワ設備は、反応槽で下水を生物処理する為に必要な空気を送る設備であるが、長年の使用により性能が低下しているため修繕するものである。

本設備は、石川島播磨重工業(株)が設計製作したもので、修繕には製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保する為の独自の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

石川島播磨重工業(株)は、平成 19 年に(株)IHI に社名変更をおこなっており、さらに下水処理設備のメンテナンスについては(株)IHI 回転機械に業務移管している。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株)IHI 回転機械のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署 建設局西部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪中央卸売市場南港市場 大動物解体線コンベアその他改修工事

2 契約の相手方

花木工業（株）

3 随意契約理由

本工事は、と畜解体のための設備である大動物（牛）の解体線コンベアその他の改修と試運転、改修に伴うプラント全体の総合調整をおこなうものであるが、当該食肉処理設備関連プラントについては、建設時より、すべて六星工業（株）が施工している。

よって、同社でなければ構造を把握できない部分や、調達できない部品等が多くあり、製造者以外では施工できない。

しかし、同社は、当該プラントにかかる業務そのものを花木工業（株）に移管し、当該プラントにかかる業務を平成18年3月に撤退している。

花木工業（株）は、当該プラントについての図面及び設計施工管理ノウハウを六星工業（株）より引き継ぎ、システム及び現場実状を詳細に熟知しており、当該業者でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は花木工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号06-6675-2015）

随意契約理由書

1 修繕名称

東横堀川水門ゲート設備修繕

2 契約の相手方

(株)IHIインフラ建設

3 随意契約理由

今回、東横堀川水門に設置されている上流側マイターゲート、下流側ラジアルゲート、上流側、下流側バイパスゲート、揚水、排水ゲート、ゲート設備用油圧ユニットの各部が長年の使用により、摩耗、損傷しており、ゲートの止水性、開閉動作が悪くなっており、水門操作に支障が出ているため、修繕するものである。

本設備は、(株)栗本鉄工所が設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社から事業譲渡された(株)IHIインフラシステムからアフターサービスを移管されている(株)IHIインフラ建設のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

西中島住宅(1号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ株式会社の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては日本オーチス・エレベータ株式会社にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である日本オーチス・エレベータ株式会社と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課(保全整備グループ)(電話番号 06-6208-8380)

随意契約理由書

1 案件名称

塚本抽水所バケットクレーン改良工事

2 契約の相手方

(株)日立プラントメカニクス

3 随意契約理由

今回改良するバケットクレーンは、沈砂池で沈降分離させた、流入下水中に含まれる砂分を、沈砂洗浄設備に投入させるための設備である。本設備は、設置後20年以上が経過し、運転に必要な制御装置等の故障が頻発し、施設の運転に重大な支障をきたしているため、制御装置等の改良を行うものである。

本設備は、(株)日立プラントテクノロジーが設計製作したもので、既設備に適合する機器の選定、制御装置との組み合わせ並びに調整など、製作会社独自の技術を必要とし、取替部品も他社で製作していない。

また、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良を行える業者は、製作会社から天井クレーン設備に関する業務を移管されている、(株)日立プラントメカニクスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場排水処理設備点検整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター(株)

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、柴島浄水場スラッジ処理場及び送泥ポンプ室に設置している排水処理設備の点検整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、日本碍子(株)が独自に設計、施工したものであり、点検整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、総合的な排水処理設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。日本碍子(株)は、平成19年4月の分社化により、当該排水処理設備に関する事業を(株)NGK水環境システムズに継承し、平成20年4月には富士電機水環境システム(株)との合併によりメタウォーター(株)が設立され、事業継承されている。

よって、本点検整備修繕ができる業者は、メタウォーター(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話:06-6815-2402)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

豊野浄水場スラッジ濃縮槽汚泥掻寄設備補修工事（その2）

2 契約の相手方

横手産業（株）

3 随意契約理由

本補修工事は、豊野浄水場に設置しているスラッジ濃縮槽汚泥掻寄設備の補修を行うものある。

当該設備は、水道機工（株）が独自に設計、製作したものであり、本工事で取り替える部品は、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づき製作及び取替調整の技術が不可欠であり、本工事による運転確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本工事ができる業者は、水道機工（株）より、維持管理業務（修理を含む）を移管されている横手産業（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 豊野浄水場（電話番号 072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場 本館棟冷却設備改修工事

2 契約の相手方

(株) ダイキンアプライドシステムズ

3 随意契約理由

本工事は、と畜解体後の枝肉の冷却をおこなうための設備である枝肉冷却庫の冷凍機の部品取替と、部品取替に伴う冷凍機、ユニットクーラの発停および冷媒の回収、再充填ならびに試運転等をおこなうものであるが、南港市場の冷却設備については、すべて(株)ダイキンアプライドシステムズの製品を用いて冷却システムを構築しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ダイキンアプライドシステムズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備担当(電話番号06-6675-2015)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場 副産物処理一次粉碎機コンベアその他改修工事

2 契約の相手方

関西ティーイーケイ（株）

3 随意契約理由

本工事は、と畜解体後に発生する副産物（骨、動物性油脂）処理プラントの一次粉碎機コンベアその他の部品取替と部品取替に伴うプラント全体の試運転と総合調整をおこなうものであるが、当該プラントについては、建設時よりすべて東レエンジニアリング（株）が設計・施工している。

よって、同社でなければ構造を把握できない部分や、調達できない部品等が多くあり、製造者以外では施工できない。

しかし、同社は、当該プラントにかかる業務そのものを関西ティーイーケイ（株）に移管し、当該プラントにかかる業務を平成17年に撤退した。

関西ティーイーケイ（株）は、当該プラントについての図面及び設計施工管理ノウハウを東レエンジニアリング（株）より引き継ぎ、システム及び現場実状を詳細に熟知しており、当該業者でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は関西ティーイーケイ（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備担当（電話番号06-6675-2015）

随意契約理由書

1 工事名称

土佐堀地下駐車場駐車機械装置更新工事

2 契約の相手方

三菱重工パーキング（株）

3 随意契約理由

本工事は、三菱重工パーキング（株）が設計・製作・設置した土佐堀地下駐車場の駐車機械装置経年劣化に伴う更新を行うものである。

更新する機器は、既設設備と一体となって機能を発揮するものであり、施工にあたっては、既設設備の機能を保障させながら更新に必要なシステムの変更・追加、システムの設定変更などを行う必要がある。

地下駐車場を営業しながら施工を行うため、トラブルが生じた場合の責任の所在を明確にし、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があることから、三菱重工パーキング（株）以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する駐車機械装置を構成する電気機器、並びにシステムのソフトウェアは他社では製作していない。

以上のことから、本工事を施工できる唯一の業者である三菱重工パーキング（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 管理部 設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場排水処理設備点検整備修繕

2 契約の相手方

月島テクノメンテサービス(株)

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、庭窪浄水場スラッジ処理場及び送泥ポンプ室に設置している排水処理設備の点検整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、月島機械(株)が独自に設計、施工したものであり、点検整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、総合的な排水処理設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本点検整備修繕ができる業者は、月島機械(株)より点検整備修繕を移管されている月島テクノメンテサービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話:06-6815-2402)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

楠葉取水場活性炭注入設備補修工事（その1）

2 契約の相手方

月島テクノメンテサービス（株）

3 随意契約理由

本補修工事は、楠葉取水場に設置している活性炭注入設備の補修を行うものである。

当該設備は、月島機械（株）が独自に設計、製作したものであり、本工事で取り替える部品は、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づき製作及び取替調整の技術が不可欠であり、補修による運転確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、補修後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本工事ができる業者は、月島機械（株）より、維持管理部門（修理を含む）を移管されている月島テクノメンテサービス（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 豊野浄水場（電話番号 072-825-4704）

随意契約理由書

1 修繕名称

津守下水処理場外3か所電気設備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス㈱

3 随意契約理由

今回修繕する津守下水処理場外3か所の電気設備は、下水処理場及び抽水所を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するために老朽化している構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は㈱東芝が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時に基づく同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は㈱東芝がアフターサービスを移管した東芝電機サービス㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、プラントメーカーである三菱重工業株式会社が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本整備工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状況等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は設計・施工を実施した三菱重工業(株)のみであるが、現在、三菱重工業株式会社は事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)に統合し事業を実施している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局八尾工場 (TEL: 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見住宅(1号館)昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 随意契約理由

本工事は、日本エレベーター製造株式会社の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては日本エレベーター製造株式会社にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である日本エレベーター製造株式会社と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課(保全整備グループ)(電話番号 06-6208-8380)

随意契約理由書

1. 工事名称

平野下水処理場汚泥焼却炉設備整備工事

2. 契約の相手方

メタウォーター（株）

3. 随意契約理由

今回工事を行う汚泥焼却炉設備は、平野下水処理場及び東部管内の発生汚泥を脱水処理したケーキを焼却するための設備であり、汚泥焼却炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

当該下水処理場の汚泥焼却炉設備はプラントメーカーである日本碍子（株）において独自の技術により一括責任施工で竣工したものであり、その技術については特許権など当該プラントメーカーが有している。整備工事については、汚泥焼却炉設備の特質を理論的・経験的に十分把握している必要があり、汚泥焼却炉設備全体の相互関係、構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、下水処理事業の性質上、設備の停止期限が限定されるため、短期間で工事を施工する必要がある。このような条件を満たすためには、当該下水処理場の汚泥焼却炉設備を施工した会社以外は、当該下水処理場の汚泥焼却炉設備に対する技術面に不明の点が多く、かつ汚泥焼却炉、排ガス処理設備等の設備全体の性能、作動状態等について、保証することが困難であり、汚泥焼却炉設備全般に一貫して責任を持たせる必要がある。

なお、日本碍子（株）は、平成19年4月の分社化により当該設備に関する事業をNGK水環境システムズに継承した。さらに、平成20年4月には、富士電機水環境システムズ（株）との合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承しているため、今回工事を施工できるのは、メタウォーター（株）のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 平野下水処理場（電話番号 06-6757-3309）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場ごみ投入扉スライドゲート巻上装置取替改造工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場のごみ投入扉装置のスライドゲート巻上装置が故障し、ごみの搬入が不可能な状況となっていることから、機能の復旧が必要なため、巻上装置の取替改造を行うものである。

本設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、当該工場の本設備を設計、施工した日立造船（株）以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局舞洲工場（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

住之江下水処理場外1か所電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する住之江下水処理場外1か所の電気設備は、下水処理場及び抽水所を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、長年の使用により著しく機能が低下しており、処理場・抽水所設備の運転に支障を来たすので修繕を行うものである。

本設備の受変電設備及び監視制御設備は(株)日立製作所、計装設備は(株)日立ハイテクソリューションズが設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時に基づく同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることは困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)日立製作所及び(株)日立ハイテクソリューションズがアフターサービスを移管している(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施工令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江下水処理場外汚泥処理棟機械濃縮設備外修繕

2 契約の相手方

クボタ環境サービス(株)

3 随意契約理由

今回修繕する機械濃縮設備は、余剰濃縮汚泥をベルト型ろ過濃縮機により脱水させるための設備であるが、ステンレスベルト等が劣化、損傷し、運転に支障をきたしているため修繕を行うものである。また、住之江抽水所の貯留水沈砂池機械スクリーン及び貯留水沈砂池集砂装置は、貯留水沈砂池の夾雑物の除去及び砂の集砂を行う設備であるが、レーキ及び集砂水弁が損傷しているため、修繕を行うものである。

本設備は、(株)クボタが設計製作したものであり、分解整備時における部品等の組立調整等には、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社から修繕、改良及びメンテナンスを移管されているクボタ環境サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

友淵住宅(1号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、株式会社日立製作所の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては株式会社日立製作所にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知した製造者である株式会社日立製作所から、昇降機の設置工事・保守サービス業務全般・修理業務全般を移管された、株式会社日立ビルシステムが唯一施工可能である。よって、株式会社日立ビルシステムと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課(保全整備グループ)(電話番号 06-6208-8380)

随意契約理由書

1 修繕名称

津守下水処理場監視設備修繕

2 契約の相手方

アズビル㈱

3 随意契約理由

今回修繕する監視設備は、ポンプ棟内の設備監視に必要な設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、長期間の使用により劣化している構成部品の取替を行うものである。

本設備は、アズビル㈱が設計製作したものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時に基づく同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者はアズビル㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号：06-6561-0160)

随意契約理由書

1 修繕名称

津守下水処理場 雨水ポンプ用ガスタービン設備修繕

2 契約相手方

川崎重工業(株)

3 随意契約理由

今回修繕するガスタービン設備は、津守下水処理場ポンプ棟に設置している雨水ポンプ用の動力機関であるが、設備の各部が損傷し、運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、川崎重工業(株)が設計・製作したもので、修繕にあたっては、本修繕対象機器を含むガスタービン設備の全体を一つのシステムとして調整をし、ガスタービン設備の機能保持や一貫した性能の保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は本設備の設計・製作会社である上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6561-0160)

随 意 契 約 理 由 書

1. 案件名称

C6・7-1号機多目的クレーン補修工事

2. 契約の相手方

川重ファシリテック株式会社

3. 随意契約理由

本件工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目（C6・7岸壁）に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーン構造の重要な機能を担う運転室の補修等を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性などから、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則及びクレーン構造規格に基づき施工する必要がある。また、故障で積荷の落下等を起こせば直ちに人身事故にも繋がることから、高い安全性が求められるため、クレーン製造実績のある業者でなければ、適正な施工ができない。

クレーンについては、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、相関関係がわからないものである。また、使用部品についても一部の汎用品以外、製造者より指示された規格・品質で製作されている特注品であることから、製造者以外の取り扱いは困難である。

よって、製造者だけがシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部品の交換、また、部品を交換することにより影響を与える箇所での点検及び調整並びに磨耗した部品の取替判断などを的確に行えるものである。

さらに他社が補修を行い不具合が生じた場合、施工不良・部材や部品不良・設計不良などの部分に原因があるのか究明すること及び復旧までに相当期間が必要となり、船舶荷役に影響を与えることとなる。また、不具合の発生原因が特定できない場合、補償や瑕疵を業者に求めることができず、本市が不利益を被ることとなるため、製造者に補修させることにより、責任の一元化及び早急な対応を図る必要がある。

以上のことから、当該クレーンを製造した川崎重工業株式会社より、荷役機械の補修に関する業務を譲渡された上記業者のみが本工事を履行できるので随意契約する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当

5. 担当部署

港湾局計画整備部設備担当(機械)

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1 案件名称

湊町リバープレイス外1情報板修繕

2 契約の相手方

星和電機(株)

3 随意契約理由

本修繕は、湊町リバープレイス外1に設置している情報板が経年劣化により、大雨注意報等の発令時に通行者に注意を喚起するための表示装置のパネルが表示出来ない等の不具合が生じているため修繕するものである。

当該情報板は、星和電機(株)が製造・設置したものであり、修繕にあたっては、製造者独自の装置の動作・構造及びシステムを熟知しているとともに、純正部品が必要であり、専門技術及び知識が不可欠である。

以上のことから、当該情報板の構造を熟知し、作動の確実性、既存部品との円滑な稼働状態の確保と責任の一元化を図ることができる唯一の業者である星和電機(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課(電話 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場市場棟エレベータ補修工事

2 契約の相手方

フジテック（株）

3 随意契約理由

本工事は、中央卸売市場本場市場棟に設置しているエレベータ設備の安全稼働を目的に、点検結果に基づき、劣化・破損した巻上機、カゴ扉、リレー、バッテリー等の交換を行うものである。

本工事対象エレベータは、フジテック（株）が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、純正部品が必要であり、専門技術及び知識が不可欠である。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であるフジテック（株）と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

随意契約理由書

1 案件名称

南江口第2住宅(2号館)昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ株式会社の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては東芝エレベータ株式会社にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である東芝エレベータ株式会社と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課(保全整備グループ)(電話番号 06-6208-8380)

随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第2号線長原停留場電気室配電機器製作据付工事

2 契約の相手方

(株) 高岳製作所

3 随意契約理由

本件は、長原変電所から長原停留場電気室に受電した電気を長原停留場構内にある分電盤並びに出戸停留場電気室及び八尾南停留場電気室へ配電する配電機器の老朽化に伴い、配電機器の製作据付及び関連する既設機器の改造工事を行うものである。

施工にあたっては、他の関連する鉄道設備との綿密な整合をとりつつ、設計から装置の取換、調整まで一貫した管理体制のもとで行う必要がある。

また、今回の機器製作据付工事は、配電機器と密接な関係にある既設機器内部の改造工事を伴うものであり、製作者独自の設計及びシステム稼動に必要なソフトウェアの内容を熟知している必要がある。

既設の配電機器及び関連する既設機器は(株)高岳製作所製で、独自の技術で設計製作されたものであることから、製作者である同社以外では改造することができない。

よって、本工事を施工できる唯一の業者である(株)高岳製作所と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気課

(電話番号06-6585-6563)

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 長堀抽水所外1か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契 約 相 手 方： メタウォーター（株）

3. 随 意 契 約 理 由：

本工事は、長堀抽水所外1か所監視制御設備外の運転制御に必要な電気設備の設計製作、据付並びに配管配線工事及び監視機能等を既設監視制御設備外に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、メタウォーター（株）が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、メタウォーター（株）のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担 当 部 署： 建設局管理部設備課（電話番号06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場直流電源設備改修工事

2 契約の相手方

(株) ジーエス電池商会

3 随意契約理由

本工事は、直流電源設備の整流器及び蓄電池の経年劣化に伴い、整流器回路基板等の部品交換及び蓄電池交換を行うものである。

本設備は、受変電設備の制御電源及び場内停電時の非常照明電源として設置されたもので、(株) ユアサコーポレーション(2006年1月1日に同社は日本電池(株)との合併により、現在は(株)GSユアサ)が独自の技術により製作・施工したものである。

直流電源設備の心臓部である整流器回路の基板等を交換するには、(株)GSユアサの純正部品が必要なのはもとより、(株)GSユアサの知識及び技術力が必要であるが、直流電源設備にかかる改修や修繕の維持管理業務全般は、系列会社である(株)ジーエス電池商会に業務移譲している。(株)ジーエス電池商会は、当該設備についての図面及び設計施工管理ノウハウを引き継いでおり、システム及び現場状況を熟知している。

回路基盤等の一部を部品交換する整流器と蓄電池は密接不可分の関係であり、他者が施工することで蓄電池の発熱・破損及び性能・寿命劣化の原因になるなど、当該機器に著しい支障が生じる可能性がある。また、施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)を保証することが出来ない。

以上のことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができるのは、(株)ジーエス電池商会のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当(電話番号 06-6675-2015)

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 住之江下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契 約 相 手 方： (株)日立製作所

3. 随意契約理由：

本工事は、住之江下水処理場監視室から南港第2抽水所、南港第1抽水所、南港第3抽水所および咲洲抽水所を遠方監視制御するために必要となる機能を住之江下水処理場監視室内の既設監視制御設備に機能追加を行うものであり、設計、製作および据付配線工事を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)日立製作所のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担 当 部 署： 建設局管理部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

放出下水処理場 2 次処理水再利用設備 No.3 取水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株) 西島製作所

3 随意契約理由

今回修繕する放出下水処理場 2 次処理水再利用設備 No. 3 取水ポンプは、送泥配管を洗浄するため 2 次処理水を送泥ポンプ設備へ送水するポンプであるが、長時間の運転によりベアリング等が摩耗損傷し運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、(株) 西島製作所が設計製作したもので、取水ポンプの取替部品について、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替え調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要があり、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、修繕のできる業者は上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場 汚泥処理電気設備機能追加工事

2 契約相手方

㈱東芝

3 随意契約理由：

本工事は、平野下水処理場設置の汚泥処理用遠心脱水機の世界制御に必要となる設備を既設制御設備・既設配電盤に機能追加するものである。

本工事で機能追加する既設制御設備・既設配電盤は、㈱東芝が設計製作したものであり、制御設備を動作させるソフトウェアは、製作会社独自のプログラム言語で製作されており、制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器も既設設備に適合するものは他社では製作していない。また、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本工事を施工できるのは㈱東芝のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称

市内下水処理場等ディーゼル機関修繕

2 契約の相手方

ダイハツディーゼル(株)

3 随意契約理由

本修繕は、市内下水処理場等に設置されているディーゼル機関の消耗部品及び損傷部品を取替え、各部の整備を行い、運転時の高い信頼性を維持するために修繕するものである。

本設備は、ダイハツディーゼル(株)が設計・製作したもので、機能を発揮させるための組付け精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者はダイハツディーゼル(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号) 06-6686-5123

随意契約理由書

1 修繕名称

弁天抽水所 発電機用ガスタービン設備点検整備修繕

2 契約相手方

(株) I H I ジェットサービス

3 随意契約理由

今回修繕する発電機用ガスタービン設備は、降雨時に運転する雨水排水用主ポンプ電動機に電力を供給するためのものであり、予防保全的に分解点検整備を実施しなければ、経年劣化等による故障発生要因が上昇し、突発的に機関停止が発生した場合、雨水排水用主ポンプ電動機に電力供給ができないため、排水区域に浸水を起こす恐れがある。また、大阪市自家用工作物保安規定に基づき発電機用ガスタービン設備の点検整備を行うものである。

本設備は、(株) I H I が設計製作したもので、ガスタービン設備の分解・組立及び各種の調整には、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は制作会社である(株) I H I から弁天抽水所発電機用ガスタービン設備のメンテナンス作業を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場 汚泥循環ポンプ修繕

2 契約の相手方

古河産機システムズ（株）

3 随意契約理由

今回修繕する汚泥循環ポンプは、中浜下水処理場に設置されている消化槽内の温度を約50℃に保つため、消化槽と熱交換器の間において、消化汚泥を循環させる設備であるが、長時間の運転により、メカニカルシール等が磨耗損傷により漏泥し運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は古河産機システムズ（株）が設計製作したもので、循環汚泥ポンプの取替部品について、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整等の総合的な技術ならびに蓄積された技術経験を必要とし、取替部品も他社で製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は古河産機システムズ（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

中野町3丁目地内外マンホールポンプ修繕

2 契約相手方

クボタ機工(株)

3 随意契約理由

今回修繕する中野町3丁目外マンホールポンプは、大雨時の浸水対策として設置したポンプであるが、長年の運転により、メカニカルシール等が摩耗損傷し運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、(株)クボタが設計製作したもので、ポンプの取替部品について、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替え調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、アフターサービスを移管されたクボタ機工(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

北部方面管理事務所高度処理設備修繕

2 契約相手方

クボタ環境サービス(株)

3 随意契約理由

今回、修繕する高度処理設備は、海老江下水処理場の二次処理水を原水とし、精密ろ過(MF)膜装置と2段の逆浸透(RO)膜によるろ過を行い高度処理水として各施設へ給水する設備であるが、一次側5本、二次側5本の逆浸透膜については、取替後3年が経過したためろ過性能が低下し、高度処理に支障をきたし、運転不能になるおそれがある。また、付属機器についても設置後17年が経過し、腐食などにより、運転に支障を来しているの

で、併せて修繕するものである。
本設備は、(株)クボタが設計製作したもので、組立調整には、同社が保有する技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である(株)クボタより修繕等の業務を移管された上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所 設備課(6462-1519)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場東部市場低温化設備補修工事

2 契約の相手方

(株) 東洋製作所

3 随意契約理由

本工事は、低温化設備の補修を行うものである。

当該機器については、すべて(株) 東洋製作所が製造した製品であり、今回の補修工事を実施するにあたっては(株) 東洋製作所を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本工事は、設備部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が必要不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、市場業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる唯一の業者は(株) 東洋製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場東部市場 設備担当 (電話番号 06-6756-3955)

随意契約理由書

1 案件名称

港湾監視レーダー・カメラシステム改修工事

2 契約の相手方

パナソニックシステムソリューションズジャパン (株)

3 随意契約理由

本工事は、大阪港港湾監視カメラのオーバーホールとITV制御卓内機器の取替工事を行うものである。

大阪港港湾監視レーダー・カメラシステムとは、大阪港内の船舶の状況を監視する設備であり、海上交通において、船舶の安全な航行を監視する役割を果たすものである。

本設備は、平成13年に松下電器産業(株)が発注者の仕様を反映し、独自の技術や実績を用いて、機器設計及びシステム構築したものである。そのため、施工・試験調整にあたっては、製造業者が有している技術ノウハウが必要であり、各装置の役割・構造・動作や相互関係等を総合的に把握していなければ、確実かつ安全な作業等が出来ない。

製造者である松下電器産業(株)は、平成15年に当該事業の事業再編により、パナソニックSSマーケティング(株)へ事業を譲渡した。更に平成20年にパナソニックSSマーケティング(株)は、他の松下グループ会社と合併し、現在のパナソニックシステムソリューションズジャパン(株)となった。

以上のことから、システム全体を把握したうえで、安全性を確保し確実な施工ができる唯一の業者であるパナソニックシステムソリューションズジャパン(株)と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

港湾局計画整備部設備担当(電気) (電話番号 06-6568-9091)

随意契約理由書

1 修繕名称

長堀抽水所外3か所電気設備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター(株)

3 随意契約理由

本修繕は、長堀抽水所外3か所の電気設備について、抽水所を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するために老朽化している構成部品を取替え修繕するものである。

本設備はメタウォーター(株)が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時と同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならないため、同社しか施工できない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者はメタウォーター(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号: 06-6561-0160)

随意契約理由書

- 1 修繕名称 中浜下水処理場
No.2 混合汚泥移送ポンプ外一軸偏心式ポンプ設備修繕
- 2 契約相手方 兵神装備（株）
- 3 随意契約理由 今回、修繕を実施する一軸偏心式ポンプ設備は、中浜下水処理場で発生する汚泥を各々の汚泥処理設備へ移送するための設備で、長時間の運転による劣化と夾雑物・砂等によりポンプ回転部分が摩耗・損傷しており継続使用に耐えない。よって汚泥処理に支障があるため修繕を行うものである。
本機器は、兵神装備（株）が設計製作したものであり、修繕には当該機器の熟知と独自の技術を必要とする。取替部品にあたっては独自に設計製作しており他社では製作していない。
また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。
以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である兵神装備（株）のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署 建設局 東部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

- 1 修繕名称 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備
インバータ制御装置修繕
- 2 契約相手方 (株) 明電舎
- 3 随意契約理由

今回修繕するインバータ制御装置は、舞洲スラッジセンターの脱水分離液処理設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、脱水分離液処理設備の日常運転制御における高い信頼性を維持させるため 機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本装置は、(株) 明電舎が設計製作したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組み立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、インバータ制御装置としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株) 明電舎のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

- 1 案件名称 津守下水処理場雨水沈砂池連絡ゲート用電動開閉機設備修繕
- 2 契約の相手方 西部電機(株)
- 3 随意契約理由 今回修繕を行う雨水沈砂池連絡ゲート用電動開閉機設備は、雨水沈砂池連絡ゲートを動作するための設備であるが、スイッチ類及び電動機の絶縁抵抗値の低下等により、運転に支障をきたしているため修繕するものである。
本設備は、西部電機(株)が設計製作したもので、修繕には製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保する為の独自の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
以上のことから、本修繕ができる業者は、西部電機(株)のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局西部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6561-0160）

随意契約理由書

- 1 案件名称 津守下水処理場第1沈澄池返送汚泥ポンプ外修繕
- 2 契約の相手方 (株)荏原製作所
- 3 随意契約理由

今回修繕を行う返送汚泥ポンプ外は、第1沈澄池から引き抜いた汚泥を、それぞれ返送汚泥ポンプは第1反応槽へ返送するポンプであり、余剰汚泥ポンプは汚泥濃縮前処理設備に移送するポンプであるが、長年の使用により、摩耗、損傷が著しく、ポンプの運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、(株)荏原製作所が設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である(株)荏原製作所のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局西部方面管理事務所設備課（電話番号06-6561-0160）

随意契約理由書

1 修繕名称

中島抽水所外3か所電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)明電舎

3 随意契約理由

今回修繕する中島抽水所外3か所の電気設備は、長年の使用により老朽化し、機能が著しく低下したため、その構成部品の取替えを行い修繕するものである。

本設備は、(株)明電舎が設計製作したもので部品の取替えにあたっては既設設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は上記製作会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

千島下水処理場スクリーンかす掻揚用機械スクリーン修繕

2 契約の相手方

(株)旭テクノ

3 随意契約理由

今回修繕を行うスクリーンかす掻揚用機械スクリーンは、沈砂池、汚泥前処理設備及び他処理場で発生したスクリーンかすを洗浄ピットで洗浄した後、洗浄水とスクリーンかすを分離する設備であるが、長年の使用により摩耗、損傷しているため修繕するものである。

本設備は、(株)旭機械製作所が設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている(株)旭テクノのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課（電話番号06-6561-0160）

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場 高速繊維ろ過設備用No.3ろ過水移送ポンプ外修繕

2 契約の相手方

(株) 鶴見製作所

3 随意契約理由

今回修繕する設備は、高速繊維ろ過設備を構成するろ過水移送ポンプと逆洗ポンプである。ろ過水移送ポンプは、中浜下水処理場から高速繊維ろ過水を大阪城及び猫間川抽水所へ送水するための設備であり、逆洗ポンプは高速繊維ろ過装置内のろ材を洗浄するために高速繊維ろ過水を逆流させる設備であるが、長時間の運転により各部が損傷し、運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は(株)鶴見製作所が設計製作したもので、メカニカルシール及び軸受等の部品取替には、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整等の技術が必要である。

以上のことより、本修繕ができる業者は(株)鶴見製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

今福下水処理場スクリーンかす搬出用ベルトコンベヤ修繕

2 契約の相手方

クボタ環境サービス(株)

3 随意契約理由

本修繕は、今福下水処理場スクリーンかす洗淨脱水設備のスクリーンかす搬出用ベルトコンベヤが、長時間の運転で各部が磨耗損傷し、一部破損しているため、ベルトコンベヤ横部分より塵芥が落下し悪臭や害虫発生の原因になっており、苦情及び搬出に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は、丸誠重工業(株)が設計製作したものであるが、その修繕及びメンテナンス移管したクボタ環境サービス(株)が設計製作図面を引継ぎ、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が、機能の回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあり、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社のメンテナンスを委託されているクボタ環境サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場プラント運転管理設備整備工事

2 契約の相手方

横河フィールドエンジニアリングサービス（株）

3 随意契約理由

当工場のプラント運転管理設備は、横河電機（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、プラント運転管理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のプラント運転管理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後のプラント運転管理設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は横河電機（株）よりごみ焼却設備等プラント事業を唯一移管されている横河フィールドエンジニアリングサービス（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局平野工場（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾総合事務所空調室外機部品交換工事

2 契約の相手方

パナソニック ES 産機システム (株)

3 随意契約理由

本工事は、八尾総合事務所に設置されているガスヒートポンプ式空調室外機の経年劣化に伴い、ガスエンジン及び、一部構成部品等の交換を行うものである。

既設設備は製造者である三洋電機(株)の独自の技術・設計思想に基づいて設計されており、構造や構成する機器・部品類は純正部品を使用している。施工にあたっては、既設設備の構造・規格及び機器構成に精通していることが不可欠である。

なお、製造者である三洋電機(株)は、空調設備機器の保守業務・修理業務・整備工事業務全般に関する技術・技術情報をパナソニック ES 産機システム(株)のみに提供・委託している。

以上のことから、本工事を施工できる唯一の業者であるパナソニック ES 産機システム(株)と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

大阪市交通局鉄道事業本部工務部建築課(建築工事)

(電話番号 06-6649-2026)

随意契約理由書

1 案件名称

最適先端処理技術実験施設 点検整備修繕

2 契約の相手方

理水化学㈱

3 随意契約理由

本点検整備業務は、柴島浄水場内にある最適先端処理技術実験施設に設置されたプラント設備について点検整備を実施し、機能維持を図るものである。

当該設備は、理水化学（株）が独自に設計・製作したもので、点検整備修繕に際しては設備の構造、構成及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。

以上の理由により、本業務を行うことができるのは、理水化学㈱のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2356）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場洗浄排水ポンプ点検整備修繕（その2）

2 契約の相手方

クボタ機工（株）

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している洗浄排水ポンプの点検整備修繕を実施し、機能の回復を図るものである。

当該ポンプは、（株）クボタが独自に設計、製作したものであり、点検整備修繕により動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。なお、当該ポンプの点検整備修繕は（株）クボタからクボタ機工（株）に移管されているため、本修繕ができる業者はクボタ機工（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

海老江下水処理場外7か所電気設備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス(株)

3 随意契約理由書

今回修繕する海老江下水処理場外7か所の電気設備は、長年の使用により消耗部品が劣化し著しく機能が低下したため、その構成部品の取替を行い修繕するとともに、大阪市自家用電機工作物保安規定に基づき高圧電動機の精密点検整備修繕を行うものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作したもので修繕にあたっては既設設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは制作会社のアフターサービスを委託されている上記業者に随意契約方依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

東成消防署建設に伴うコンピュータ設備工事

2 契約の相手方

富士通（株）

3 随意契約理由

本工事は、東成消防署建設の第2期工事完了に伴い、災害出場隊のランプ制御や出場トーン制御などを司る消防情報システム署所端末機器を、新設・撤去及び改修するものである。

現在、大阪市消防局で採用している消防情報システムは、富士通（株）が独自の技術により開発したもので、消防局指令情報センターと全署所情報端末機器が専用回線で結ばれ、一体化したシステムを構築している。

本工事において、消防情報システム署所端末機器が正常に機能することを保証しつつ、障害が発生した際の迅速な対応を行うには、専門的知識や技術を有した技術者が既設設備との調整・動作確認を行う必要があり、富士通（株）が施工することで性能保証と一貫した責任を持たせることができる。

以上のことから、本工事を施工できる唯一の業者である富士通（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部情報システム課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

随意契約理由書

1 案件名称

3号線本町駅23号出入口設置その他工事（建築の部）

2 契約の相手方

銭高・大本・名工特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

本工事は、現在施工されている「高速電気軌道第3・4号線車両回送用連絡線設置工事」に伴い、撤去され再度構築された地下鉄出入口構造物の建築仕上げを行うものである。

現在、施工中の高速電気軌道第3・4号線車両回送用連絡線（以下、「連絡線」という。）設置工事と本工事は、施工場所、資機材置場、撤去材料等搬出場所、工事占用、道路使用等が重複するとともに、同時期に工事を進めることは工程が錯綜する事態となり、安全確保及び品質確保の観点から複数の業者による施工は不可能である。

また、当該工事箇所付近では、連絡線設置工事に関連する埋設物や架空線の復旧工事が関西電力（株）や本市水道局等の埋設企業者等により同時期に施工されるとともに、近接する阪神高速大阪港線では、阪神高速環状線と接続する信濃橋渡り線が施工（H25.10～）されており、工事占用や道路使用、仮設歩道の設置等について、非常に複雑な工程調整を強いられながら工事を進めることが、やむを得ない状況となっている。

さらには、連絡線設置工事による沿道住民との調整などを行いながら、適切な施工管理を行わなければならない、同一箇所でも複数の業者による施工が行われた場合、何らかの問題が発生したときのその責任の所在が明確にできない状況になり、これら事態への適切かつ迅速な対応が不可能となる。

上記業者は、連絡線設置工事を施工しており、本工事は施工においても、同一の施工体制のもとで安全かつ円滑に適切な施工を行うことが可能である。

よって、本工事については上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

5 担当部署

大阪市交通局鉄道事業本部工務部建築課

（電話番号 06-6585-6522）

随意契約理由書

1. 工事名称：南港第2抽水所外2か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方：（株）東芝

3. 随意契約理由：

本工事は、住之江下水処理場監視室から南港第2抽水所、南港第1抽水所及び南港第3抽水所を遠方監視制御するために必要となる機能を南港第2抽水所外2か所の既設監視制御設備等に機能追加を行うものであり、設計、製作及び据付配線工事を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、（株）東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、（株）東芝のみである。

4. 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署：建設局管理部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

- 1 工事名称：舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事（その2）
- 2 契約相手方：月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体
- 3 随意契約理由：

今回整備工事をおこなう汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融施設としてわが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっては共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター（株）」は、日本碍子（株）の事業継承会社であり本件に必要な技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみである。

- 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

- 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟排煙設備補修工事

2 契約の相手方

オイレスECO(株)

3 随意契約理由

本工事は、業務管理棟に設置している排煙設備（排煙オペレータ）の構成部品及び開閉装置の経年劣化による部品交換及び既存排煙設備との連動調整を行うものである。

当該設備は、火災発生時に作動させ、煙を外気に開放するものであり、オイレスECO(株)が製作・設置したものである。本工事の施工にあたっては、当該設備の詳細な仕様と製作会社独自の規格等を熟知していると共に、既存排煙設備と適合する純正部品を使用し、火災発生時に迅速な開放ができるように既存部品と一体となった円滑な連動を確保する必要がある、熟練の専門技術及び当該設備の知識が必要である。また、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、当該設備を製作・施工し、構造を熟知している同社が補修を行うことで、作動の確実性、安全性と施工責任の一元化を図ることができ、既存部品との円滑な可動状態を確保することのできるのは、オイレスECO(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7965）

随意契約理由書

1 修繕名称

南港第2抽水所 No.2 汚水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株)クボタ機工

3 随意契約理由

今回修繕する No.2 汚水ポンプは、南港第2抽水所の沈砂池へ流入する汚水を住之江下水処理場へ送水するための設備であるが、送水量が低下し、回転部分等が損傷しているため、修繕を行うものである。

本ポンプは、(株)クボタが設計製作したもので、部品の取替や、据付調整については、組付精度や許容値など、同社が保有する技術が必要であり、取替部品についても同社製のものを使用しなければならない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)クボタから修繕及びメンテナンスを移管されているクボタ機工(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称

今福下水処理場外6か所電気設備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス（株）

3 随意契約理由

今回修繕する今福下水処理場外6か所電気設備は、受変電設備、動力制御設備及び監視設備等であり、処理場・抽水所の運転に重要な役割を持つ設備であるが、長期の使用により老朽化し、著しく機能が低下した構成部品を取替えるとともに、設備の高い信頼性を維持するために高圧電動機の精密整備修繕を行うものである。

本設備は（株）東芝が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは（株）東芝からアフターサービスを移管されている東芝電機サービス（株）のみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課（電話番号6969-5847）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場洗浄ポンプ点検整備修繕

2 契約の相手方

(株) 荏原製作所

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している洗浄ポンプの点検整備修繕を実施し、機能の回復を図るものである。

当該ポンプは、(株) 荏原製作所が独自に設計、製作したものであり、点検整備修繕により動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は(株) 荏原製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

- 1 修繕名称：放出下水処理場外2か所電気設備修繕
- 2 契約相手方：(株)明電舎
- 3 随意契約理由：今回修繕する放出下水処理場外2か所電気設備は、下水処理場及び抽水所施設の運転・制御に重要な役割を持つ設備であるが、経年劣化による機能低下により施設の運転・制御に支障を来しているため、各電気設備の老朽化した部品を取り替え修繕するものである。
本設備は、(株)明電舎が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて部品の取り替えを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。
また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
以上のことから、本修繕が行えるのは(株)明電舎のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署：建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

市岡下水処理場電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)明電舎

3 随意契約理由

本修繕は、市岡下水処理場の電気設備について、下水処理場を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)明電舎が設計製作及び施工したもので、修繕にあたっては、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、同社が保有する設計製作図に基づく取替試験調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社しか施工できない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕ができる業者は(株)明電舎のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

富士ホイスト工業（株）

3 随意契約理由

当工場のじん芥クレーン設備・灰クレーン設備は、富士ホイスト工業（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については本設備の構造・特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のじん芥クレーン設備・灰クレーン設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また整備後の設備全体の性能、作動状態などについて保障することが出来ないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は富士ホイスト工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局鶴見工場（電話番号 06-6912-4700）

随意契約理由書

1. 工事名称：放出下水処理場外 15 か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方：（株）東芝

3. 随意契約理由：

本工事は、放出下水処理場外 15 か所の場内で別途施工される設備の増設及び改築更新に伴い、関連する下水道施設の運転状態監視、運転操作、運転データの保存、電源供給等を行うために、既設制御設備・既設監視制御設備への機能追加・機器製作及び施工を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、（株）東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、（株）東芝のみである。

4. 根拠法令：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署：建設局管理部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、J F Eエンジニアリング (株) が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者はJ F Eエンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局平野工場 (電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀川浄水場配水ポンプ用高圧電動機二次短絡装置補修工事

2 契約の相手方

株明電舎

3 随意契約理由

本工事は、東淀川浄水場（柴島浄水場構内）に設置している配水ポンプ用高圧電動機の二次短絡装置の補修を実施し、機能回復を図るものである。

当該高圧電動機は、株明電舎が独自に設計、製作したものであり、工事を実施するには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

本工事を適切に施工することができるのは株明電舎のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号 06-6815-2403）

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 中浜下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： (株)明電舎

3. 随意契約理由：

本工事は、中浜下水処理場外4か所の場内で別途施工される設備の増設及び改築更新に伴い、関連する下水道施設の運転状態監視、運転操作、運転データの保存、電源供給等を行うために、既設制御設備・既設監視制御設備への機能追加・機器製作及び施工を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)明電舎が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)明電舎のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担 当 部 署： 建設局管理部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

(有) サヌキ環境エンジニアリング

3 随意契約理由

当工場のクレーン設備は、(有) サヌキ環境エンジニアリングが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、クレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

当工場のクレーン設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後のクレーン設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(有) サヌキ環境エンジニアリングのみである。

そのため、(有) サヌキ環境エンジニアリングと特名随意契約を行います。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局八尾工場 (TEL : 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

北加賀屋外4駅昇降機安全対策設備整備工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス（株）

3 随意契約理由

本工事は、三菱電機（株）により製作・施工された昇降機（エレベーター及びエスカレーター）の安全対策設備を設置するものである。エレベーターには地震管制装置・かご内監視用カメラ・多光軸式かご出入口検出装置を、エスカレーターにはハンドレール停止検出装置・案内放送装置の安全対策設備をそれぞれ設置する。

昇降機は、製造者独自の技術で設計・製作されており、施工するには当該昇降機の構造・規格及び機器構成に精通していることが不可欠である。

また、製造者である三菱電機（株）は昇降機保守等サービス業務全般及び設置・改修・修理工事を三菱電機ビルテクノサービス（株）に移管している。

以上のことから、当該エレベーターの構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既設設備との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部工務部建築課 設備企画（電話番号 06-6585-6774）

随意契約理由書

- 1 修繕名称 津守下水処理場 機械棟室内排水ポンプ修繕
- 2 契約の相手方 新明和アクアテクサービス(株)
- 3 随意契約理由

今回修繕を行う水中ポンプ設備は、機械棟に設置されている室内排水ポンプが長年の使用により各部が摩耗・損傷し性能が低下しているため修繕するものである。

本設備は、新明和工業(株)が設計製作したもので、修繕には製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。

以上の事から、本修繕ができる業者は、製作会社より修繕業務を移管されている新明和アクアテクサービス(株)のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署 建設局西部方面管理事務所設備課
(電話番号：06-6561-0160)

随意契約理由書

1 修繕名称

弁天抽水所汚水沈砂池用 No.1 破砕機修繕

2 契約の相手方

(株) 日立プラントテクノロジー

3 随意契約理由

本修繕は、弁天抽水所汚水沈砂池用 No.1 破砕機が長時間の運転により各部が摩耗損傷し、運転できない状況であり、汚水に含まれる夾雑物を破砕することができない。夾雑物が破砕できないと汚水を下水処理場へ送水するためのポンプに夾雑物がつまることで故障の原因となり送水できなくなるので修繕するものである。

本設備は、(株) 日立プラントテクノロジーがプラント設備として設計製作したもので、今回修繕を行う破砕機は、汚水流入量に対する処理能力の確保や、後段にある汚水送水ポンプへの影響等、同社が保有する設計製作図面に基づく調整の技術が、機能の回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可欠の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場破碎施設外1ヶ所トラック計重設備整備工事

2 契約の相手方

(株) 田中衡機工業所

3 随意契約理由

当工場のトラック計重設備は、(株) 田中衡機工業所が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、トラック計重設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のトラック計重設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後のトラック計重設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) 田中衡機工業所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場破碎施設 (電話番号06-6555-2096)

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水処理設備整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

北港処分地の廃水処理設備は、(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該処分地の廃水処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課 (電話番号06-6630-3371)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場塵芥処理機械設備補修工事

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

本工事は、場内の良好な衛生環境を維持する為、点検結果に基づき、市場棟内に設置している塵芥処理機械設備の部品交換等による補修を行うものである。

本工事対象設備は、新明和工業(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7969)